

習志野市農業委員会総会議事録

平成25年第4回習志野市農業委員会総会は平成25年4月22日(月)JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前10時より

1. 委員の出欠席 18名中 16名出席 欠席 1名

※16番は欠番

委員氏名 (網掛けは欠席委員)

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 佐々木 秀一	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 12番 吉野 吉雄 13番 塩田 幸太郎

1. 議案審議結果

上 程 4件 承認 4件 不承認 0件 審議未了0件

1. 閉会時間 午前 11時 20分

1. 付議事項

- ・議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- ・議案第7号 習志野市農業委員会委員の辞職の同意について
- ・議案第8号 習志野市農業委員会委員の辞職の同意について
- ・議案第9号 習志野市農業委員会委員の辞職の同意について

- ・報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	<p>皆様、お早うございます。 只今より平成25年第4回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、10番 伊藤 和彦委員より、欠席報告があり、 1名の欠席と1名の欠員を含め18名中16名の出席であります。 よって本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より 指名させていただきます。 12番 吉野 吉雄委員、13番 塩田 幸太郎委員、両名を 指名いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案は、事前に配布してあります議案第6号の 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」につい てと、本日、人事案件3件を追加し計4件でございます。 追加議案につきましては、5月に臨時議会が開催されます。 その臨時議会の中で農業委員が新たに推薦されることになり、 それに伴い、議会選出委員より市長に辞職願が提出され、 市長より農業委員会に「辞職についての依頼」が来ています。 審議した結果を市長に回答しなければなりません。 来月に審議することができませんので、今月の総会で急ぎよ 審議していただきます。 なお、審議の際には、該当する3名の委員は退席していただく こととなりますので、宜しく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは事務局、議案第6号の 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」 について議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 平成25年4月10日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき 農業の主たる従事者についての証明願の提出があったので審議を求める。</p> <p>申請者 習志野市●●●丁目●●●番●●●号 ● ● ● ●</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>買取り申し出事由の生じた者 習志野市●●●丁目●●番●●号 ● ● ● ● (●●)</p> <p>買取り申し出予定生産緑地 習志野市●●●丁目番● 面 積 8 1 3 m² 他●筆 合計で●筆 ●, ●●●●m²でございます。</p> <p>次のページに参考資料を添付しております。 そちらにつきましては、後ほど事務局からご説明をさせていただきます。 次のページですが、申請地の従前地、区画整理地内でございますので、 区画整理地内の案内図になります。 続きまして、区画整理事業が終了した場合、換地後の地図となります。 次に公図の写し、従前地の公図の写しでございます。以上です。</p> <p>事務局、ご苦労様でした。 詳細について事務局よりお願いします。</p> <p>詳細についてご説明いたします。 議案第6号の参考資料をご覧ください。 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについては、只今局長より説明があったとおりです。 申請者 ●●●●さん●●歳、家族につきましては奥様の●●さん●●歳です。 買取り申し出予定生産緑地は●●●丁目●●●●番● 地目につきましては畑 生産緑地の指定を受けております。現在は区画整理区域にあります。 面積は●筆、合計面積●, ●●●●m²になります。 生産緑地として指定されたのが、平成19年3月20日ですので、数年 しか経過していません。 平成19年3月20日以前は、この土地は（農業振興地域「以下、市街化調整 区域という。」）でありました。 区画整理事業に伴い市街化区域に編入され、平成19年3月20日に、生産緑 地の指定を受けました。 納税猶予を受けたのが平●年●月に●●さんの父親が亡くなり、●●●● さん自身が猶予を受けたもので、市街化調整区域の頃から納税猶予を受けており、 その後に区画整理が始まり、納税猶予を受けていた土地は市街化区域に編入され、 猶予を継続して受けるには習志野市の場合、三大首都圏に位置しますので、市街</p>
-----------------------	---

事務局	<p>化区域内では生産緑地以外では納税猶予を受けることが出来ません。</p> <p>平成25年2月22日に大蔵省の抵当権解除になっていますので納税猶予の免除が確定しております。</p> <p>区画整理事業に伴い市街化区域に編入されたことにより納税猶予を継続するために生産緑地の適用を受け納税猶予を継続していました。</p> <p>生産緑地というのは30年経過しますと解除となりますが、主たる従事者が死亡したり重度の障害等で、耕作不可能な事態になった場合は解除となることもあります。</p> <p>申し出事由につきましては、申請者であり土地所有者であります●●●●さんは妻の●●さんと共に農業経営を行っていましたが、病氣療養中でもあり●●歳と高齢のため、医師から農業従事は不可能であるとの診断書が添付されています。</p> <p>●●●●さんも●●歳と高齢のうえ一人では農業経営は困難であること、子である●●さんにおきましても数年前に大病を患い農業従事は不可能なこと、また、今後の意向として、廃業希望であり、今回申請することになりました。</p> <p>●●さんにつきましては農家台帳上では、この●筆を今まで耕作されてしてきました。次のページをお開きください。</p> <p>案内図ですが現況は建物が建っていたり、造成されています。案内図は数年前のものでございます。</p> <p>次のページは仮換地ということで、区画整理が終了しましたら黄色に塗られている所に移ることになります。</p> <p>現在の所在地につきましては奏で杜ですが登記につきましては従前地のとおり谷津となっております。</p>
議長	<p>申請者の地元委員である三代川正夫委員より、報告や付け加える事がありましたらお願いします。</p>
三代川委員	<p>はい、参考資料の申し出事由に記載のとおりなので特にはないのですが、付け加えますと●●さんの奥さん、●●さんは、平成15・6年ぐらいから●●●●になり、また●●●●になり今も療養中なのですが、平成19年に区画整理になるまでは●●さんも人参など一生懸命やられていましたが、区画整理以降はできなくなった訳です。</p> <p>●●さんも高齢で腰なども曲がってきていて農作業も出来なくなっているという現状です。内容的にはそういうことです。</p>
議長	<p>三代川委員ご苦労様でした。</p> <p>もう一方、谷津の委員である 村山龍平委員、何かありましたら</p>

	<p>お願いします。</p>
村山委員	<p>特にないです。仕方がないじゃないですか。</p>
議長	<p>村山委員、ご苦労様でした。 事務局は、補足説明ありますか。</p>
議長	<p>特殊なケースですよね、今後もこのようなケースが出てくるのですかね。</p>
事務局	<p>谷津で納税猶予を受けている方は、あり得ます。</p>
議長	<p>質問等がありましたら、挙手願います。 はい、合間委員</p>
合間委員	<p>今の説明で30年とありましたが、生産緑地は終身ではないですか。</p>
事務局	<p>生産緑地が解除になるには、生産緑地に指定されてから30年間農業経営を行うか、主たる従事者の死亡や大きな障害等により農業に従事できない場合は、30年以前で解除となりますが、通常30年で解除と成ります。 終身ではないのかとの質問につきましては、生産緑地で納税猶予を受けた場合、納税猶予が免除になるには、納税猶予の適格者が死亡するまでは、納税猶予は免除されませんので、終身となります。</p>
議長	<p>他に質問等ありませんか。中台委員どうぞ。</p>
中台委員	<p>生産緑地に平成19年3月に指定され、納税猶予を受けているのであれば20年での免除はできるのですか。</p>
事務局	<p>今回の案件は、特殊なケースでありますので、もう一度、問題を整理しながら説明いたしますが、あくまでの審議内容は生産緑地の主たる従事者の証明を発行できるかになります。</p> <p>① 市街化調整区域の農地を平成5年2月23日に納税猶予を受けた。 ② 平成19年3月20日に区画整理事業に伴い、納税猶予を受けていた農地が市街化区域に編入され、生産緑地に指定され、その後その農地で納税猶予を</p>

	<p>継続して受けていた。</p> <p>③ 平成25年2月22日に大蔵省の抵当権が抹消されたことにより、納税猶予が免除になった。</p> <p>④ 平成25年4月（今月総会）で、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願の提出があった。</p> <p>⑤ 従事者が、死亡でなく病気を理由に申請した。</p> <p>今回の申請は、④の証明願の証明を発行できるかの審議となります。</p> <p>①から③までは納税猶予で④は生産緑地で1つずつ説明いたします。</p> <p>ここで皆さんが、疑問に思われていることは、生産緑地で納税猶予を受けた場合、終身営農ではないか、なぜ20年で免除になるのかだと思えます。</p> <p>審議案件の離れてしまいますが、説明いたします。</p> <p>納税猶予は解除になる時点（平成25年2月）で判断するのではなく、猶予を受けた時（平成5年2月）の状況で判断されます。</p> <p>従って、納税猶予を受けた時は市街化調整区域であり20年の営農で免除になります。</p> <p>平成19年3月に区画整理事業に伴い市街化区域に編入され、納税猶予をその農地で継続しても、当初の受けた条件の20年で納税猶予は免除になります。</p> <p>また、市街化区域に編入された時点で納税猶予を受けるには生産緑地でないと受けられないため生産緑地の指定を受けたものです。</p> <p>生産緑地の解除には30年あるいは、死亡等によるまで解除できませんので、平成49年に成らないと解除になりませんが、農業の主たる従事者の病気や障害等により30年待たずして、解除するための証明書発行願となりました。</p>
中台委員	<p>今回の場合は、生産緑地に指定され納税猶予を受けた生産緑地でないと納税猶予は受けられないので生産緑地の指定を受けた。</p> <p>ただ、もともと市街化調整区域だったので20年で免除になるということですか。</p>
事務局	<p>そうでございます。</p>
中台委員	<p>今回非常に複雑ですね。</p>
事務局	<p>特殊なケースです。</p> <p>今後もしあるとしたら現在、谷津の区画整理機域内の生産緑地で、納税猶予を受けている方はあり得ます。</p> <p>それ以外は通常と思います。</p>

三代川委員	<p>このケースだと、ここで買取り申し出をしたからですが、もし申し出をしなければ生産緑地で自動的に継続されるわけですよ。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりでございます。</p> <p>平成21年12月に農地法の法律改正がありました。</p> <p>そこで納税猶予を受けた人は、市街化調整区域でも市街化区域でも全て終身営農となり、市街化調整区域内の農地は病気等により営農困難時は人に貸しても納税猶予は認められますが、農業経営基盤強化促進法での農地の貸し借りの場合は、認められることになっています。</p> <p>生産緑地は都市計画法などの関係もあり、営農困難時に貸し付けを行うことは現法律では認められていません。</p>
議長	<p>今のような質問とか相談は窓口にありますか</p>
事務局	<p>納税猶予を受けたいと窓口に来られた時は説明していますが、実際に受けた人は税理士さんもいらっしゃるの、税理士さんと相談されているようです。</p>
議長	<p>質問等がありましたら、挙手願います。</p> <p>質問等がなければ、採決に入ります。</p> <p>議案第6号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の発行について、賛成の方の同意を求めます。</p> <p>証明書を発行することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第6号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」は、同意されましたので、事務局は本日付で事務処理を行ってください。</p>
議長	<p>続いて、議案第7号ないし議案第9号の「習志野市農業委員会委員の辞職の同意について」この案件は、関連がありますので一括で審議したいと思います。</p> <p>事務局は、議案第7号ないし議案第9号について議案説明をお願いします。</p> <p>なお、該当する3名の方は議案説明後、私が指示してから退席してください。</p> <p>それでは事務局、お願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは議案第7号、8号、9号について説明させていただきます。</p> <p>議案第7号</p> <p>習志野市農業委員会委員の辞職の同意について</p> <p>農業委員会等に関する法律第16条の規定により、農業委員会委員の辞職届が平成25年4月17日付けで習志野市長あてに提出され、平成25年4月19日付け、習志野市長より農業委員会会長あてに「習志野市農業委員の辞任の同意について」依頼があり審議するものです。</p> <p>提出日 平成25年4月22日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議席番号 4番 2. 氏名 木村 静子 委員 3. 辞職の日 平成25年5月16日 4. 就任期間 平成23年5月24日から平成23年10月6日 平成23年10月7日から平成25年5月16日 <p>※農業委員会等に関する法律（第16条）</p> <p>【委員等の辞任】</p> <p>委員又は会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第8号</p> <p>習志野市農業委員会委員の辞職の同意について</p> <p>農業委員会等に関する法律第16条の規定により、農業委員会委員の辞職届が平成25年4月17日付けで習志野市長あてに提出され、平成25年4月19日付け、習志野市長より農業委員会会長あてに「習志野市農業委員の辞任の同意について」依頼があり審議するものです。</p> <p>提出日 平成25年4月22日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議席番号 7番 2. 氏名 佐々木 秀一 委員 3. 辞職の日 平成25年5月16日

事務局	<p>4. 就任期間 平成23年5月24日から平成23年10月6日 平成23年10月7日から平成25年5月16日</p> <p>議案第9号 習志野市農業委員会委員の辞職の同意について</p> <p>農業委員会等に関する法律第16条の規定により、農業委員会委員の辞職届が平成25年4月17日付けで習志野市長あてに提出され、平成25年4月19日付け、習志野市長より農業委員会会長あてに「習志野市農業委員の辞任の同意について」依頼があり審議するものです。</p> <p>提出日 平成25年4月22日</p> <p>1. 議席番号 11番 2. 氏名 相原和幸委員 3. 辞職の日 平成25年5月16日 4. 就任期間 平成23年5月24日から平成23年10月6日 平成23年10月7日から平成25年5月16日</p>
議長	<p>事務局ご苦労様でした。 ここで、「農業委員会等に関する法律」第24条の議事参与の制限により、4番 木村静子委員・7番 佐々木秀一委員・11番 相原和幸委員の退席を求めます。</p>
議長	<p>審議終了までの間、別室でお待ちください。 3名の委員が退席する間、暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>休憩前に戻り会議を続けます。 この案件について、ご意見ご質問等のある方は挙手願います。</p>
各委員	<p>・・・・・・ありません・・・・</p>
議長	<p>事務局、補足説明等ありますか。</p>
事務局	<p>議員の方たちは市長が選任しております。 辞任届は市長あてに提出しています。市長から辞任については農業委員会の</p>

議 長	<p>同意を得なさいということでこの総会で審議していただきます。</p> <p>他に質問等が無ければ、採決いたします。</p> <p>議案第7号ないし第9号の「辞任の届出」は、本人よりの申出でもあり、正当な理由として受けることにしたいと思いますがご異議が無ければ、ご承認ください。</p> <p>承認される方の同意を求めます。</p>
議 長	<p>同意される方は、挙手願います。</p> <p>全員の同意を持ちまして、議案第7号ないし第9号は承認されましたので、事務局は市長に回答してください。</p> <p>それでは、事務局 3名の委員を席に案内ください。</p> <p>それまでの間、暫時休憩いたします。</p>
議 長	<p>木村静子委員・佐々木秀一委員・相原和幸委員に申し上げます。</p> <p>辞職願の承認につきましては、承認されましたので報告いたします。</p> <p>なお、3名の委員さんは一言ずつ、皆にご挨拶いただきたいと思います。</p> <p>木村委員さんからお願いします。</p> <p>・・・・・・・・・・挨拶・・・・・・・・・・</p> <p>佐々木委員さんお願いします。</p> <p>・・・・・・・・・・挨拶・・・・・・・・・・</p> <p>相原委員、お願いします。</p> <p>・・・・・・・・・・挨拶・・・・・・・・・・</p>
議 長	<p>続いて、報告第7号および報告第8号については</p> <p>「農地転用届出書の受理通知の交付について」すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが何か、ご質問等がございましたら挙手願います。</p> <p>質問等が無ければ、本日の総会はこれを持ちまして終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>